広島県小学校教育研究会算数部会会則

(名 称)

第1条 本会は、広島県小学校教育研究会算数部会と称する。

(目的)

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領などの法令に則って、 自主的・創造的な教育活動を行い、本県小学校教育関係者の資質の向上と学校教育の振興 を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 研究会、講習会などの開催。
 - (2) 研究調査の実施。
 - (3) その他本会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整。

(会 員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内小学校の教職員で構成する。

(入 会)

第5条 会員になろうとする者は、別に定めるところにより部会長に申し出る。

(役員)

- 第6条 本会に次の役員をおく。
 - (1) 部 会 長 1人
 - (2) 副部会長 2人
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 事務局 若干名

(役員の職務)

- 第7条 役員の職務は次のとおりとする。
 - (1) 部会長は、本会を代表し会務を統括する。
 - (2) 副部会長、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたとき、その職務を代理し又は代行する。
 - (3) 理事は、本会の会務を分担処理する。
 - (4) 事務局は、事務・会計を処理する。

(任期)

- 第8条 役員の任期は1年とする。ただし、欠員又は増員により選任された役員の任期は 前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わ なければならない。

(役員会)

- 第9条 部会長は、本会の運営などについて協議が必要な場合は、役員会を召集する。
 - 2 役員会は、第6条に定める役員で構成する。

(会 計)

- 第10条 本会の運営会費は、会費、その他の収入をもって充てる。
 - 2 会費の額は、役員会において別に定める。
 - 3 本会の事業(会計)年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第11条 役員会において別に定める学校に事務局をおく。

(除 名)

第12条 会員が、教育研究会及び算数部会の目的に反する行為を行った場合は、役員会の4分の3以上の賛成により除名することができる。

(会則改正)

第13条 この会則の改正は、役員の4分の3以上の同意及び広島県教育委員会の承認を 得なければならない。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則 この会則は平成12年 6月12日から施行する。

附 則 本会則は、平成16年 6月18日一部改正する。

附 則 本会則は、平成16年12月22日一部改正する。